

債権者各位

破産管財人からのお知らせ

令和3年4月28日に開催予定でした第4回債権者集会は、新型コロナウイルス感染予防のための緊急事態宣言が発令されたことなどから、延期となりました。当日会場に来られた債権者の方々にはご迷惑をおかけしましたが、現下の情勢に鑑み、ご理解をいただければと思います。

そこで、債権者集会で管財人から報告する予定であった主な項目を申し上げます。

- 1 届出破産債権について被害対策弁護士などとの間に和解が成立し、すべての査定・訴訟手続が終了して配当が可能となったこと。
- 2 破産者31者のうち、配当可能な破産者13者の配当手続を進めていること。
- 3 そのうち、現在、9者の手続が終了して、かぶちゃんメガソーラーの配当手続中であり、その結果グループ会社の財産の多くをケフィア事業振興会に集約できたこと。
- 4 ケフィア事業振興会に関しては、中間配当を実施する予定であること。
これまで形成した財団から、今後必要な費用を除いた大半を財源として配当に充てることとし、配当率は1%を予定していること。
7月以降にケフィア事業振興会の配当通知を送付予定で、引き続き8月以降にケベッククラブ、九州クラブの配当手続に入ること。
- 5 税金の還付をめぐる国税不服審判では、令和3年1月に管財人の審査請求を棄却する判決がなされたため、その取り消しを求める訴訟を裁判所に提起したこと。
- 6 元法務部長に対して管財人が支払いを求めている裁判は、元法務部長が逮捕されていたこともあって、審理は始まったばかりであること。
- 7 旧役員・元従業員合計9人に対する刑事事件では、4名の元従業員に対する有罪判決が下され、5名に関しては審理が継続していること。
- 8 今後の管財業務としては、ケフィア事業振興会などの配当、国税の訴訟への対応、元法務部長に対する訴訟への対応などが残っていること。
- 9 次回集会は令和4年1月25日（火）午後2時、場所は同じ浜松町メルパルクホール（東京都港区芝公園2-5-20）を予定していること。

以上が主な報告事項ですが、管財人の報告の詳細については、このホームページに掲載される報告書をご覧ください。

今後、ケフィア事業振興会の配当に入りますが、7月には管財人から債権者の皆様に配当通知書を送付し、皆さまに振込口座などを記載して返送していただくこととなります。多数の債権者の方々に郵便でのやりとりをお願いする作業となりますので、皆さまのご理解、ご

協力をよろしくお願い致します。

なお、前回もお願いしましたが、本件のような大規模破産事件では、管財人を名乗って債権者の皆様に詐欺をはたらく者がしばしば出現します。今後の配当手続きに際しては、管財人が皆さまに金銭の支払いを要求することは絶対にありません。どうか、2次被害にあわないようご注意いただきたいと思います。不審な電話などがありましたら、管財人室のコールセンターに連絡ください。

以上